

基 発 第 7 4 7 号
昭和 34 年 10 月 28 日
改正基 発 第 0316002 号
平成 16 年 3 月 16 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

最低賃金法第 6 条の現物給与等の適正評価基準及び同法
第 8 条の最低賃金の適用除外の許可基準について

標記につき、下記のとおり定めたので、最低賃金法（昭和 34 年法律
第 137 号。以下「法」という。）第 6 条及び第 8 条の施行に当たって
は、これに基づき、遺憾のないように運用されたい。

記

第 1 法第 6 条の現物給与等の適正評価基準

1 食事その他の現物給与等についての評価は、当該地域の物価
水準等の実情に応じ、使用者が当該物品を支給し、又は利益を
供与するに要した実際費用を超えないこと。

なお、住込労働者の食事以外の住込の利益については、原則
として食事と別の特別の評価は認めないこと。

2 労働協約又は労使控除協定で現物給与等の評価額を定めてい
るときは、原則としてこれによること。ただし、協約又は協定
で定める額が不適當であるときは、都道府県労働局長が 1 の基
準によって評価すること。

第 2 法第 8 条の許可基準

法第 8 条の許可に当たっては、同条各号の者についてそれぞ
れ次の基準によること。

1 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者（法第 8
条第 1 号関係）

(1) 精神又は身体の障害がある労働者であっても、その障害

が当該労働者に従事させようとする業務の遂行に直接支障を与えることが明白である場合のほかは許可しないこと。

- (2) 当該業務の遂行に直接支障を与える障害がある場合にも、その支障の程度が著しい場合にのみ許可すること。この場合に、支障の程度が著しいとは、当該労働者の労働能率が当該最低賃金の適用を受ける他の労働者のうちの最下層の能力者の労働能率にも達しないものであること。
- (3) 当該労働者に支払おうとする賃金額は、最低賃金額から当該最低賃金の適用を受ける他の労働者のうちの最下層の能力者より労働能率が低い割合に対応する金額を減じた額を下回ってはならないこと。

2 試の使用期間中の者(法第8条第2号関係)

- (1) 試の使用期間とは、当該期間中又は当該期間の後に本採用をするか否かの判断を行うための試験的な使用期間であって、労働協約、就業規則又は労働契約において定められているものをいうこと。したがって、その名称の如何を問わず、実態によって本号の適用をするものであること。
- (2) 当該業種、職種等の実情に照らし必要と認められる期間に限定して許可すること。この場合、その期間は最長6か月を限度とすること。

3 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第24条第1項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であって厚生労働省令で定めるもの(法第8条第3号、最低賃金法施行規則(以下「則」という。)第4条第1項関係)

- (1) 職業訓練中であっても、年間を通じて1日平均の生産活動に従事する時間が、所定労働時間の3分の2程度以上である訓練年度については、許可しないこと。なお、訓練期間が2年又は3年であるものの最終年度については、原則として許可しないこと。
- (2) 当該労働者に支払おうとする賃金額は、(1)の生産活動に従事する時間に対応する程度の額を下回ってはならないこと。

4 所定労働時間の特に短い者(法8条第4号、則第4条第2項第1号関係)

- (1) 所定労働時間の特に短い者については、最低賃金額が日、

週又は月によって定められた場合にのみ法第 8 条の許可申請ができるもので、最低賃金額が時間によって定められた場合には許可申請の対象とはならないものであること。

- (2) 最低賃金額が日、週又は月によって定められた場合においても、その所定労働時間が最低賃金の適用を受ける他の労働者の所定労働時間の 3 分の 2 程度以下の場合にのみ許可すること。
 - (3) 上記 (2) の場合に当該労働者に支払おうとする賃金の時間についての金額は、当該最低賃金の適用を受ける他の労働者の最低賃金額の時間についての金額を下回ってはならないこと。
- 5 軽易な業務に従事する者(法第 8 条第 4 号、則第 4 条第 2 項第 2 号関係)
- (1) 軽易な業務に従事する者として法第 8 条の許可申請の対象となる労働者は、その従事する業務が当該最低賃金の適用を受ける他の労働者のうち最も軽易な業務に従事する層の労働者の業務と比較してもなお軽易である者に限られること。
 - (2) 常態として身体又は精神の緊張の少ない監視の業務に従事する者は、軽易な業務に従事する者に該当するが、これらの者については、最低賃金額が時間によって定められている場合は、許可の対象として差し支えないものの、最低賃金額が日、週又は月によって定められている場合において、当該労働者の所定労働時間が、当該最低賃金の適用を受ける他の労働者に比して相当長いときは、許可の限りではないこと。
- 6 断続的労働に従事する者(法第 8 条第 4 号、則第 4 条第 2 項第 3 号関係)
- (1) 断続的労働に従事する者として法第 8 条の許可申請の対象となる労働者は、常態として作業が間欠的であるため労働時間中においても手待ち時間が多く実作業時間が少ない者であること。
 - (2) 最低賃金の時間額が適用される場合を除き、当該労働者の実作業時間数が当該最低賃金の適用を受ける他の労働者の実作業時間数の 2 分の 1 程度以上であるときは許可しないこと。